

登録政治資金監査人の登録等に係るその他の様式（案）

（１）申請関係書類

- ・ 宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・ 登録政治資金監査人変更登録申請書・・・・・・・・ P 2
- ・ 登録政治資金監査人登録抹消申請書・・・・・・・・ P 3
- ・ 登録政治資金監査人登録抹消届出書・・・・・・・・ P 4
- ・ 登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書・・・・ P 5
- ・ 登録政治資金監査人証票再交付申請書・・・・・・・・ P 6

（２）通知関係書類

- ・ 登録政治資金監査人登録通知書・・・・・・・・ P 7
- ・ 登録政治資金監査人登録拒否通知書・・・・・・・・ P 8
- ・ 登録政治資金監査人登録事項変更通知書・・・・ P 9
- ・ 登録政治資金監査人登録取消し通知書・・・・ P 10
- ・ 登録政治資金監査人登録抹消通知書・・・・ P 11
- ・ 登録政治資金監査人証票再交付通知書・・・・ P 12

宣 誓 書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

氏 名

印

(自署)

私は、政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当する者でないことを誓います。

~参照~

政治資金規正法

(登録)

第19条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 第26条の6又は第26条の7の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなつた日から3年を経過しない者
 - 二 第19条の22第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
 - 三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
-

登録政治資金監査人変更登録申請書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所
(変更後又は現在)

事務所の
所在地等
(変更後又は現在)

(登録番号第 号) 登録政治資金
監査人氏名 (印)
(自署)

登録政治資金監査人名簿に登録を受けた事項に変更が生じたので、政治資金規正法
第19条の21の規定により、変更の登録を、下記のとおり申請します。

記

登録事項	変更後の内容		変更前の内容		変更発生年月日
ふりがな					平成 年 月 日
氏名					平成 年 月 日
本籍					平成 年 月 日
住所	〒 () TEL ()		〒 () TEL ()		平成 年 月 日
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨、その資格の取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する旨(いずれかに○)	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士		平成 年 月 日
	取得年月日				平成 年 月 日
	資格番号				平成 年 月 日
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合					
法人の名称					平成 年 月 日
主たる事務所	名称		名称		平成 年 月 日
	所在地	〒 () TEL ()	〒 () TEL ()		平成 年 月 日
従たる事務所	名称		名称		平成 年 月 日
	所在地	〒 () TEL ()	〒 () TEL ()		平成 年 月 日
ロ イに掲げる場合以外の場合					
事務所	名称		名称		平成 年 月 日
	所在地	〒 () TEL ()	〒 () TEL ()		平成 年 月 日
変更の理由					

(添付書類) 変更の事実を証する書類(イ又はロの変更の場合を除く。)

(注) 1 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

2 変更があった事項のみ記載すること。

登録政治資金監査人登録抹消申請書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所の
所在地等

(登録番号第

号)

登録政治資金
監査人氏名
(自署)

印

政治資金規正法第19条の23第1項の規定により、登録政治資金監査人の
登録の抹消を申請します。

(注) 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあつては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあつては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人登録抹消届出書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の
所 在 地 等

(登録番号第

号)

登 録 政 治 資 金
監 査 人 氏 名
(自署)

㊞

法 定 代 理 人 又 は
相 続 人 氏 名
(自署)

㊞

登録政治資金監査人 は、平成 年 月 日に

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれにも
該当しなくなったため、

政治資金規正法第19条の18第2項第1号又は第3号に
該当するに至ったため、

政治資金規正法第19条の23
第2項の規定により届け出ます。

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 この届出書を提出する者が登録政治資金監査人本人以外の者であるときは、本人の戸籍抄本を添付すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所
所在地等

(登録番号第

号)

登録政治資金
監査人氏名
(自署)

印

登録政治資金監査人証票を 亡失・損壊 したので、政治資金規正法施行規則
第14条の7第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録政治資金監査人証票の番号

亡失・損壊 した年月日及び場所

亡失・損壊 した事由

その他参考となるべき事項

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 登録政治資金監査人証票を損壊したため当該届出書を提出するときは、損壊した登録政治資金監査人証票を添付して返還すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

登録政治資金監査人証票再交付申請書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事務所の
所在地等

(登録番号第 号) 登録政治資金
監査人氏名 (自署) ㊟

登録政治資金監査人証票を亡失・損壊したので、政治資金規正法施行規則第14条
の7第2項の規定により、登録政治資金監査人証票の再交付を申請します。

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあつては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあつては事務所の所在地を記載すること。

委員限り

政 適 委 第 号
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
委員長

印

登録政治資金監査人登録通知書

政治資金規正法第19条の20第2項の規定により、登録政治資金監査人名簿に登録しましたので、下記のとおり通知します。また、同条第3項の規定により、登録政治資金監査人証票を別添のとおり交付します。

記

氏 名	
生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日生
住 所	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	平成 年 月 日

委員限り

政 適 委 第 号

平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

委員長

印

登録政治資金監査人登録拒否通知書

政治資金規正法第19条の20第2項の規定に基づき、下記の理由によって、平成 年 月 日付で提出された登録政治資金監査人登録申請書による貴殿の登録政治資金監査人の登録を拒否しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

(理 由)

委員限り

政 適 委 第 号
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
委員長

印

登録政治資金監査人登録事項変更通知書

下記のとおり登録政治資金監査人名簿の登録事項を変更しましたので通知します。

記

登 録 番 号

登 録 政 治 資 金
監 査 人 氏 名

変 更 事 項

変 更 後 の 内 容

変更の生じた年月日

様

政治資金適正化委員会

委員長

⑩

登録政治資金監査人登録取消し通知書

政治資金規正法第19条の22第1項の規定により、下記の理由によって、登録
政治資金監査人の登録を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

登 録 番 号

氏 名

登録取消し年月日

取消しの理由

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この通知書を受け取った日から起算して60日以内に、総務大臣に審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法第9条第1項の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

政 適 委 第 号
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

委員長

印

登録政治資金監査人登録抹消通知書

政治資金規正法第19条の23第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録を抹消しましたので、通知します。

記

登 録 番 号

氏 名

登録抹消年月日

抹 消 の 理 由

この処分不服がある場合には、行政不服審査法第5条第1項の規定により、この通知書を受け取った日から起算して60日以内に、総務大臣に審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法第9条第1項の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 政治資金規正法第19条の25の規定により、登録政治資金監査人本人、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならないこと。

委員限り

政 適 委 第 号

平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

㊞

委員長

登録政治資金監査人証票再交付通知書

登録政治資金監査人証票を再交付しますので、下記のとおり通知します。

記

登録政治資金監査人氏名	
登録番号	
新登録政治資金監査人証票番号	
再交付の事由	亡失 ・ 損壊 ・ 差し替え ・ 登録事項変更